

動物実験施設における緊急時の対応マニュアル

〔2018(平成30)年3月23日制定〕

本マニュアルは、西南女学院大学（以下「本学」という。）における動物実験に携わる全ての人を対象とし、本学内において動物の飼育あるいは実験等を行う区域に適用することとする。

1. 動物実験施設利用者用の対応マニュアル

1) 初期対応

災害発生時には、先ず負傷者の確認と必要ならば応急処置にあたるとともに身体の安全確保を行う。出火規模が小さければ初期消火等を行うとともに、火災、爆発などの二次災害の防止措置を行う。

2) 実験中の動物への対応

原則として、災害発生時には動物が飼養保管施設あるいは動物実験室の外に逃亡しないよう万全を期す。

- ・実験中の動物はケージに収容し、床あるいは飼育棚に戻す。

3) 使用中の機器への対応

- ・運転を緊急停止する。

4) 使用中の薬品への対応

- ・落下しないよう床に置く等の対処をする。
- ・発火性・爆発性のある薬品については本学の安全衛生マニュアルに従う。

5) ガス、電気、水道、酸素ボンベ等への対応

- ・直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

6) エレベータ使用時の対応

- ・直ちに近くの階に停止させ脱出する。
- ・脱出困難な場合は、非常ボタンを押して連絡する。

7) 飼育室、実験室からの脱出

- ・脱出時には動物の逃亡がないよう必ず扉を閉める。

8) 通報

①平日勤務時間内

- ・大声で各階にいる人々に事態を知らせる。
- ・庶務課（内線 417）に知らせる。

②平日勤務時間外及び休日

- ・大声で各階にいる人々に事態を知らせる。
- ・正門警備員室（内線 229）あるいは夜間警備控室（内線 224）に連絡する。

9) 動物実験施設外への脱出

- ・近くの非常口あるいは階段を使用して脱出する。
- ・脱出時には開けた扉は必ず閉める。
- ・エレベータは使用しない。

10) 関係者への安否の連絡

- ・携帯電話、メール等を利用し、相互の安否確認を行い、動物実験委員長に報告する。

11) 動物実験委員会への状況報告

- ・後日、実験中の動物に対する対応及び脱出経路等について、動物実験委員会に報告する。

- 1 2) 災害後の動物の確認、安楽死の必要性の判断、最小限の動物飼育の継続
 - ・建物の安全確認後、動物実験委員会委員及び担当事務職員を中心に、飼養・動物実験施設の設備を点検する。また、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、動物実験委員会で対処を検討する。
 - ・災害の規模が大きく、動物実験委員会で協議の結果、全動物を適正に維持することが困難と判断した場合、動物実験責任者が実験用動物を安楽死させる。
- 1 3) 災害後の機器の点検
 - ・建物の安全確認後、各研究グループが所有している動物実験に係る機器を点検し、正常運転が不能な場合は使用を中止する。
- 1 4) その他
 - ・夜間動物実験を行う場合は、停電を想定して、懐中電灯等を用意する。
 - ・本学において対策本部等が設置された場合には、適宜その指示に従う。

2. 学内及び学外への連絡体制

- 1) 学内への報告

動物実験委員会委員長は、学長、事務部長、庶務課に状況報告を行うとともに、必要に応じて速やかに支援の要請を行う。
- 2) 福岡県への報告

動物の逸走により周辺環境汚染の恐れがある場合、動物実験委員会委員長は、動物実験を担当するチームを通じて、保健医療介護部生活衛生課へ状況報告を行う。
- 3) 文部科学省への報告

福岡県への報告が必要になった場合は、県への報告と併せて、動物実験委員会委員長は、研究振興局ライフサイエンス課へ報告を行う。
- 4) 警察署、消防署、保健所等への報告

必要に応じて、動物実験委員会委員長は報告を行う。

3. 復旧対策

- 1) 初期対応

上記1～2以外に、次の対策を講じ、動物実験の飼育に支障がある場合は、飼育中の動物の安楽死処分について動物実験委員会が判断する。

 - ・飼育施設内で逸走している実験動物がいる場合は、ケージ等に収容する。
 - ・飼育（飼養・保管）設備に異常がないかどうか、給餌、給水が行えるかどうか確認をする。
 - ・飼育飼料、飼育（飼養・保管）に必要な物品の確認と整理を行う。
 - ・清掃等に必要な衛生用水の確保が可能かどうか、動物屍体の保管が可能かどうか確認をする。
- 2) 災害等からの復旧が長期化する場合の対応

動物実験委員会は、飼育管理体制の再構築を検討するとともに、災害時以前から飼育していた実験動物の飼育再開について検討する。また、必要に応じて、公私立大学実験動物施設協議会への報告あるいは支援要請を行う。

4. 緊急時への備え

- 1) 飼料の備蓄
 - ・最低一ヶ月分程度の飼料を備蓄しておく。飼料は可能な限り長期間の室温保存に耐えるものが望ましい。

2) 飼養の方法

- ・飼養の方法は床敷き飼養とする。床敷きは、最低一ヶ月分程度を備蓄しておく。その他、じゅうのう、ちり取り、ペーパータオル、新聞紙、厚手のポリ袋などを確保しておき、緊急時にも使用環境を可能な限り清潔を保てるように備えておく。

3) 二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の適切な管理と保管

- ・危険物・可燃物、薬品等を購入するにあたっては、実験計画を立てて不必要に多量の購入を行わない。また、使用の見込みのないものは、速やかに廃棄する。

4) 機器類の固定

- ・飼育ラック（棚）は、床あるいは壁に固定する。

5) 非常口の確保と点検及び避難経路の確認

- ・実験動物管理者が定期的に（年一回）チェックする。

6) 安全保護具等の確認

- ・給水瓶は、吸水口に脱落しにくいシリコンゴム製の栓が付いたものを使用する。
- ・ケージは、金網蓋に逸走防止のフックが付いたものを使用する。

7) その他

- ・動物飼育室の入り口に実験動物の逸走防止のためにネズミ返しを取り付ける。又、動物飼育室は施錠し、関係者以外の立ち入りを禁じる。

7. マニュアルの変更

このマニュアルは随時変更され、最新のマニュアルを動物実験委員会が管理する。

以上

【動物実験に係る緊急時の体制】

